

平成27年4月
スタート!

子ども・子育て支援新制度

■新制度での教育・保育の施設と事業【表1】

教育・保育施設	幼稚園
	保育所
地域型保育事業	認定こども園
	小規模保育…利用定員6~19人
	家庭的保育…利用定員5人以下
	居宅訪問型保育…対象乳幼児宅で保育を行う
	事業所内保育…従業員の子どものほか、保育を必要とする地域の子どもの保育をする

※現在本市には、認定こども園や地域型保育事業の事業所はありません。今後設置される場合は、お知らせします

■新制度での主な子育て支援の事業【表2】

地域子育て支援拠点事業 (こどもセンターや地域子育て支援センター)	身近なところで気軽に親子の遊びや交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、アドバイスなどを行う事業 (地域子育て支援センターは、若葉・宮野目・大迫・石鳥谷・土沢の保育園内にあります)
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、保育所などで一時的に預かる事業
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を、授業の終了後に安全に過ごせるよう遊びや生活の場を提供する事業 (市内21カ所)

※このほか、延長保育事業や乳児家庭全戸訪問事業などの子育て支援の事業が盛り込まれています

■新制度で教育・保育を利用するための認定区分【表3】

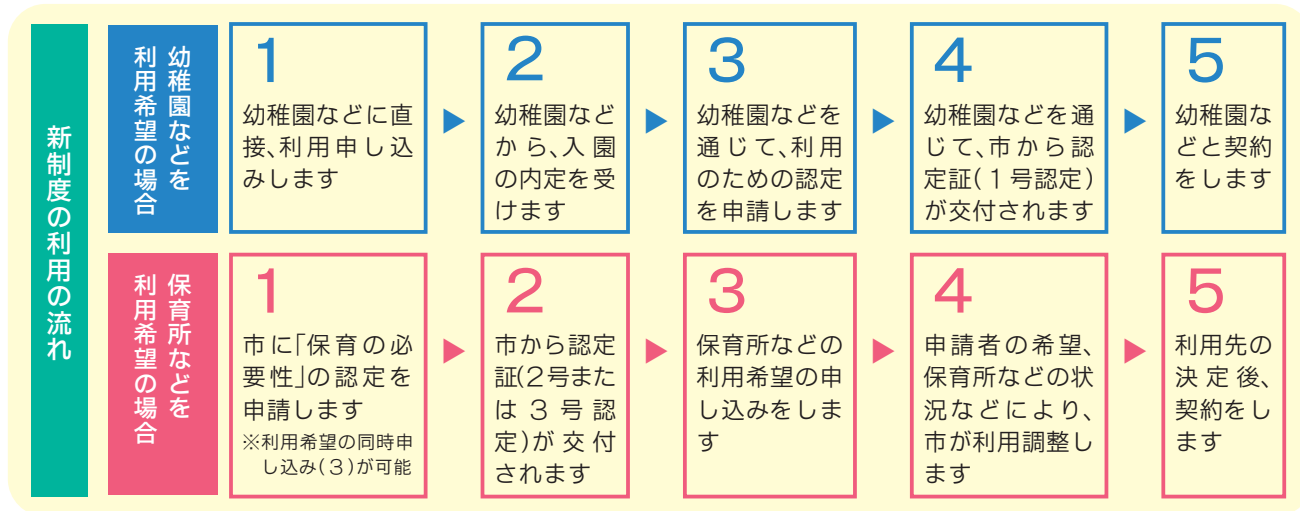
1号認定	子どもが 満3歳以上 で、 教育を希望 する場合 【利用先】 幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが 満3歳以上 で、 保育を必要とし、保育所などでの保育を希望 する場合 【利用先】 保育所、認定こども園
3号認定	子どもが 満3歳未満 で、 保育を必要とし、保育所などでの保育を希望 する場合 【利用先】 保育所、認定こども園、地域型保育

※2号認定と3号認定については、保護者の就労など保育を必要とする条件があります

※新制度になっても変更のない私立幼稚園がありますので、詳しくはこども課へお問い合わせください



(左上)子ども同士の話し合いの様子〔花巻幼稚園〕、(右上)子育て相談の様子〔こどもセンター〕、(左下)3歳未満児の保育の様子〔二枚橋保育園〕、(右下)給食の様子〔成島保育園〕



地域の子育て支援の充実

新制度は、共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援す

教育・保育施設の充実

小学校入学前の教育・保育の施設として、これまで幼稚園と保育所が多く利用されています。新制度では、幼稚園と保育所の質の向上のため、職員配置の改善などに財政的な支援が図られるよう国で検討されています。また、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及を図るほか、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を創設し、待機児童の解消など保育の場を確保するものです。【表1参照】

幼児期の教育・保育や子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」)が来々4月に始まります。この制度は、待機児童の解消や認定こども園の普及、地域の子育て支援の充実を重点施策として、子育て支援の拡充を目指す国の新しい制度です。市では、昨年度実施した保護者の皆さんのニーズ調査を基に、子ども・子育て支援事業計画の策定など新制度に向けた準備を進めています。

新制度での新たな手続き

保護者の皆さんは、新制度での教育・保育の施設や地域型保育事業を利用する場合、利用のための「認定」を受ける必要があります。「認定」は、保護者の就労状況やお子さんの年齢に応じて1号・2号・3号の三つの区分に分けられます。【表3参照】

この認定に基づき、保護者の皆さんは、幼稚園や保育所などの施設利用申し込みを行うこととなりますが、詳しい手続き方法や申し込み時期、保育料などについては、説明会を開催し、お知らせいたします。説明会の日程や手続きについては、市ホームページなどに掲載します。

新制度に向けた市の取り組み

市では、来々4月の新制度のスタートに向けて、幼稚園や保育所、事業者と連携しながら、教育・保育施設などの円滑な利用のための準備を行っています。また、市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、今後5年間の市の子ども・子育てを推進するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、取り組みを進めていきます。

【問い合わせ】
教育委員会こども課
☎45-1311 内線345